

令和2年度

財政的援助団体等監査の
結果に関する報告書

令和3年3月

島根県監査委員

監 第 1 1 8 号
令和3年3月8日

島 根 県 議 会 議 長
島 根 県 知 事 様
島根県教育委員会教育長
島根県公安委員会委員長

島根県監査委員 須 山 隆

島根県監査委員 山 根 成 二

島根県監査委員 大 國 羊 一

島根県監査委員 三 島 明

令和2年度に実施した財政的援助団体等監査の結果に関する報告に
ついて

地方自治法第199条第7項の規定に基づき財政的援助団体等監査を実施し、同
条第9項の規定により監査の結果に関する報告を決定したので、別添のとおり提出
します。

なお、意見に対する措置については速やかに対応され、同条第14項の規定によ
る措置状況の通知については、令和3年9月17日までに行ってください。

目 次

第 1	監査の概要	1
1	財政的援助団体等監査の趣旨	1
2	監査対象団体及び実施団体	1
3	監査の実施方法等	4
第 2	監査の結果	6
I	監査結果（総括）	6
1	改善等を要する事項	6
2	意見	7
II	監査結果（個別）	10
1	（公財）しまね海洋館	10
2	萩・石見空港利用拡大促進協議会	11
3	（公社）島根県トラック協会	13
4	一畑電車沿線地域対策協議会	14
5	（公財）しまね文化振興財団	16
6	（公財）しまね自然と環境財団	18
7	（公財）島根県体育協会	20
8	（公財）島根県障害者スポーツ協会	21
9	（社福）島根県社会福祉協議会	23
10	（公財）島根県生活衛生営業指導センター	24
11	（株）島根県食肉公社	25
12	（公財）島根県みどりの担い手育成基金	27
13	（公財）ホシザキグリーン財団	28
14	（公社）島根県観光連盟	30
15	（一社）山陰インバウンド機構	31

16	(公財)しまね産業振興財団	32
17	島根県信用保証協会	35
18	雲南市商工会	36
19	銀の道商工会	37
20	川本町商工会	38
21	美郷町商工会	39
22	隠岐の島町商工会	40
23	島根県住宅供給公社	41
24	(公財)島根県暴力追放県民センター	42

第 1 監査の概要

1 財政的援助団体等監査の趣旨

地方自治法第 199 条第 7 項^(注1)の規定に基づき、県が補助金、交付金、負担金、貸付金、損失補償等の財政的援助を与えている団体、資本金、基本金等を出資している団体、債務保証等をしている団体及び公の施設^(注2)の管理を行わせている団体並びに財政的援助等を行っている所管課を対象とし、県による財政的援助等の妥当性、団体における公金の執行状況の適正性等の観点から監査を実施した。

(注1) 地方自治法第 199 条第 7 項

監査委員は、必要があると認めるとき、又は普通地方公共団体の長の要求があるときは、当該普通地方公共団体が補助金、交付金、負担金、貸付金、損失補償、利子補給その他の財政的援助を与えているものの出納その他の事務の執行で当該財政的援助に係るものを監査することができる。当該普通地方公共団体が出資しているもので政令で定めるもの、当該普通地方公共団体が借入金の元金又は利子の支払を保証しているもの、当該普通地方公共団体が受益権を有する信託で政令で定めるものの受託者及び当該普通地方公共団体が第 244 条の 2 第 3 項の規定に基づき公の施設の管理を行わせているものについても、同様とする。

(注2) 公の施設

住民の福祉を増進させることを目的として、その利用に供するために普通地方公共団体が設置する施設（学校、美術館、ホール、体育館、県営住宅や公園等）。

2 監査対象団体及び実施団体

(1) 監査対象団体

監査対象団体は次のとおりである。

ア 財政的援助団体

- ① 県単独の制度により 1 千万円以上の補助金、交付金、負担金又は利子補給金（以下「補助金等」という。）を交付した団体及び 1 千万円未満の補助金等を交付した団体のうち特に監査を実施する必要があると認められた団体
- ② 県が貸付け又は損失補償をしている団体のうち特に監査を実施する必要があると認められた団体

イ 出資団体

県が資本金、基本金その他これらに準ずるものの4分の1以上を出資している団体

ウ 債務保証、信託に係る団体

県が債務保証又は信託（不動産の信託に限る。）をしている団体のうち特に監査を実施する必要があると認めた団体

エ 公の施設の指定管理者

県が公の施設の管理を行わせているもの

(2) 監査対象団体の概要

監査対象団体の令和元年度末の状況は、次表のとおりである。

団体区分	監査対象 団体実数	財政的援助等の形態別件数					
		財政的援助			出資	債務 保証	公の施設の 指定管理
		補助金等	貸付金	損失補償			
一般社団法人	6	6					
公益社団法人	7	6	1	1	2		
一般財団法人	2	2			1		1
公益財団法人	18	7	3	3	14		7
地方独立行政法人	1	1					
学校法人	3	3					
社会福祉法人	7	7					
農林水産組合	1	1					
商工会議所・商工会	29	29					
株式会社	12		1		3		8
その他	29	25	1	1	2	1	3
合計 (注3)	115	87	6	5	22	1	19

(注3) 1つの団体について補助金等、貸付金、出資等が重複している場合があるため、「監査対象団体実数」の合計と「財政的援助等の形態別件数」の合計は一致しない。

(3) 監査実施団体

令和2年度は、上記監査対象団体の中から過去の監査実施状況等を考慮し、次の24団体を選定し監査を実施した。

	監査実施団体名	所管課	監査対象とした 財政的援助等の内容
1	(公財) しまね海洋館	しまね暮らし推進課	出資・指定管理
2	萩・石見空港利用拡大促進協議会	交通対策課	補助金等
3	(公社) 島根県トラック協会	交通対策課	補助金等
4	一畑電車沿線地域対策協議会	交通対策課	補助金等
5	(公財) しまね文化振興財団	文化国際課	出資・指定管理
		文化財課	指定管理
6	(公財) しまね自然と環境財団	自然環境課	出資・指定管理
		環境政策課	補助金等
7	(公財) 島根県体育協会	スポーツ振興課	指定管理
8	(公財) 島根県障害者スポーツ協会	スポーツ振興課	出資
9	(社福) 島根県社会福祉協議会	地域福祉課	補助金等
10	(公財) 島根県生活衛生営業指導センター	薬事衛生課	出資
11	(株) 島根県食肉公社	農畜産課	出資
12	(公財) 島根県みどりの担い手育成基金	林業課	出資
13	(公財) ホシザキグリーン財団	水産課	指定管理
14	(公社) 島根県観光連盟	観光振興課	補助金等
15	(一社) 山陰インバウンド機構	観光振興課	補助金等
16	(公財) しまね産業振興財団	しまねブランド推進課	補助金等
		産業振興課	補助金等・出資・ 指定管理
		中小企業課	貸付金・損失補償
		雇用政策課	補助金等
17	島根県信用保証協会	中小企業課	補助金等・損失補償
18	雲南市商工会	中小企業課	補助金等
19	銀の道商工会	中小企業課	補助金等
20	川本町商工会	中小企業課	補助金等
21	美郷町商工会	中小企業課	補助金等
22	隠岐の島町商工会	中小企業課	補助金等
23	島根県住宅供給公社	建築住宅課	出資
24	(公財) 島根県暴力追放県民センター	組織犯罪対策課	出資

3 監査の実施方法等

(1) 実施方法

監査実施団体については原則として実地監査を行い、監査実施団体の所管課及び監査実施団体の一部については書面監査により行った。

(2) 対象年度

監査は原則として令和元年度を対象とし、必要に応じ令和2年度も対象とした。

(3) 範囲

監査の範囲は、補助金等又は損失補償の財政的援助を与えている団体については、それら財政的援助に関連する範囲とし、出資している団体については、団体の財務、会計、事業など経営全般とし、公の施設の管理を行わせている団体については、管理に係る会計事務の執行や施設の維持管理を範囲とした。

(4) 監査の視点

監査は、補助金等の財政的援助を与えている団体については、補助金等が公金として適切に執行され、交付目的である成果が十分得られているか、出資している団体については、出資目的に沿って事業が運営されているか、また、公の施設の管理を行わせている団体については、指定管理に関する協定書に基づき施設が適切に管理・運営されているかなどの視点から行った。

(5) 監査実施年月日

監査実施団体名	監査実施年月日
(公財) しまね海洋館	令和2年11月12日
萩・石見空港利用拡大促進協議会	令和2年11月13日
(公社) 島根県トラック協会	令和2年10月30日
一畑電車沿線地域対策協議会	令和2年10月30日
(公財) しまね文化振興財団	令和2年10月29日 令和2年11月13日
(公財) しまね自然と環境財団	令和2年11月12日
(公財) 島根県体育協会	令和2年10月30日 令和2年11月4日
(公財) 島根県障害者スポーツ協会	令和2年10月26日
(社福) 島根県社会福祉協議会	令和2年10月26日
(公財) 島根県生活衛生営業指導センター	令和2年11月11日
(株) 島根県食肉公社	令和2年10月22日
(公財) 島根県みどりの担い手育成基金	令和2年10月29日
(公財) ホンザキグリーン財団	令和2年10月22日
(公社) 島根県観光連盟	令和2年11月9日
(一社) 山陰インバウンド機構	令和2年11月9日
(公財) しまね産業振興財団	令和2年10月26日
島根県信用保証協会	令和2年11月11日
島根県住宅供給公社	令和2年11月11日
(公財) 島根県暴力追放県民センター	令和2年11月9日

所管課及び上記以外の監査実施団体については、事前に職員により実施した
た実地調査に基づき、書面監査を実施した。

(6) 監査の執行者

監査の執行者は次のとおりである。

監査委員 須 山 隆

監査委員 山 根 成 二

監査委員 大 國 羊 一

監査委員 後 藤 勇

なお、地方自治法第199条の2の規定により、後藤勇監査委員は(一社)
山陰インバウンド機構について監査を行っていない。

第2 監査の結果

I 監査結果（総括）

各監査実施団体別の監査結果は、II 監査結果（個別）に掲げるとおりであり、改善を要するものとして指摘した事項はなく、指導する事項が1件あったほかは、おおむね適正に処理されているものと認められた。

なお、監査全般を通じた意見は4件あり、これについては、II 監査結果（個別）に掲げた意見を含め県報掲載により公表する。

また、指導事項については、上述の意見とともに、該当する監査実施団体及び所管課に対し文書で通知する。

1 改善等を要する事項

(1) 指摘事項^(注4)（団体・所管課）

該当なし

(2) 指導事項^(注5)（団体）（1件）

ア 検査調書を作成していないもの

(3) 指示事項^(注6)（所管課）

該当なし

(注4) 指摘事項

速やかに是正又は改善を要する事項で、公表することが相当と認められるもの

(注5) 指導事項

指摘事項には至らないが、該当の団体に対して文書によって指導し、是正を求めることが適当なもの

(注6) 指示事項

指摘事項には至らないが、該当の所管課に対して文書によって指示し、是正を求めることが適当なもの

2 意見

監査全般を通じた意見は、次のとおりである。

(1) 指定管理者制度導入施設について

平成16年度から始まった指定管理者制度は、令和2年4月1日現在で26施設に導入されており、そのうち利用料金制^(*1)を採用している施設が10施設となっている。

今回監査を行った指定管理者制度導入施設は、下表の13施設である。

	施設名	利用料金制
1	島根県立しまね海洋館	○
2	島根県立島根県民会館	○
3	島根県芸術文化センター（島根県立石見美術館）	
4	島根県芸術文化センター（島根県立いわみ芸術劇場）	○
5	島根県立八雲立つ風土記の丘	
6	島根県立三瓶自然館及びその附属施設	○
7	島根県立武道館	
8	島根県立石見武道館	
9	島根県立水泳プール	
10	島根県立体育館	
11	島根県立サッカー場	
12	島根県立宍道湖自然館	○
13	島根県立産業高度化支援センター	

今回の監査で、指定管理者からは、新型コロナウイルス感染症の影響への対応において、休館に伴う指示が不十分だったことや、リニューアル工事等による閉館時の指定管理料の変更について協議が十分なされなかったことなど、県と指定管理者間で対等な立場で十分な協議がなされていないという意見が聞かれた。

ア 新型コロナウイルス感染症の影響の検証について

【該当所管課・人事課・財政課】

新型コロナウイルス感染症の影響による指定管理料の額の変更については、県の指示による閉館時等の補填にとどまっている。しかし、施設は開館されたものの、いわゆる「三密」の回避や感染防止対策による入場制限、事業の中止・延期・縮小など、計画している収入を確保することが困難になっている状況が多く見受けられた。さらに、この影響は来年度以降も及

ぶ可能性があり、基本協定締結時に予定していた事業の実施が困難とする意見も聞かれた。

については、指定管理者制度導入施設における新型コロナウイルス感染症の影響について実態を把握し、基本協定書のリスク分担の解釈も含め、県と指定管理者で十分な協議を行うなど、適切に対応されたい。

イ 指定管理料の額の変更について【人事課・財政課】

指定管理料の額の変更については、「指定管理料の額を変更すべき特別な事情が生じた場合には、その都度、甲乙協議の上定める。」と基本協定に明記されているが、一部の指定管理者からは、県からの説明が十分でなく、変更金額の算定が適当であるのか、判断することが難しかったとの意見が聞かれた。

については、各所管課において指定管理料の額の変更を行おうとする場合は、指定管理者に対し、変更金額の算定根拠を示した上で協議を行うよう、人事課及び財政課から各所管課に対して適切に指導されたい。

(*1) 利用料金制

公の施設の利用に係る料金を指定管理者の収入として収受させることができる制度で、指定管理者の経営努力が発揮しやすくなるとともに、地方公共団体及び指定管理者の会計事務の効率化が図られるもの。

(2) コロナ禍を契機とした「観光の変化」への対応について

【(公社) 島根県観光連盟、(一社) 山陰インバウンド機構、観光振興課】

国宝の出雲大社・松江城、世界遺産の石見銀山、隠岐ユネスコ世界ジオパーク、日本遺産や大山隠岐国立公園などの豊かな自然や歴史・文化など、県内の魅力ある地域資源を活用した観光地域づくりと積極的な情報発信により、県内外からの観光客の増加を通じて、観光産業の活性化を図ることは大変重要である。

島根県観光連盟は、県の観光振興施策と連携し、こうした資源を活用した旅行商品の創出や、様々なメディアを活用したPR等により県内外からの誘客を促し、観光振興に寄与してきた。

一方、令和元年度末以降、新型コロナウイルス感染症の影響により、観光客数が大幅に減少したが、県の観光消費喚起対策事業「しまねプレミアム宿泊券」や国の観光支援事業「GoToトラベル」などにより、一定程度、

観光客数の回復が見られたところである。

また、観光客の動向としては、旅行代理店での旅行商品の購入だけでなくWebでの購入が増えていることや、交通手段についても航空機や列車等の利用に加えマイカー利用が増加するなどの、「観光の変化」が見られるところである。

については、観光連盟と所管課においては、これまでの役割分担の見直しも視野に入れて、「観光の変化」を分析し、更なる誘客に向けた新たな観光戦略の検討も行い、観光振興に取り組まれない。

また、山陰インバウンド機構においては、引き続き、観光連盟等の関係団体と連携して、国外に向けての山陰両県の観光情報を発信するなど、外国人観光客の誘客に努められたい。

(3) 国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会の準備について

【(公財) 島根県体育協会、(公財) 島根県障害者スポーツ協会、スポーツ振興課】

島根県体育協会は、昭和46年の設立以来、競技スポーツの普及や競技力の維持・向上に、島根県障害者スポーツ協会は、昭和54年の設立以来、障がい者のスポーツ活動の振興にそれぞれ貢献してきた。

令和12年度に島根県で開催される予定の第84回国民スポーツ大会及び第29回全国障害者スポーツ大会（以下「大会」という。）は、県内におけるスポーツの振興と発展並びにスポーツを通じた豊かな人と地域づくりを進めるための絶好の機会であり、その成功に向けて、両協会と県は連携して、選手の育成・強化、指導体制の充実、大会会場の施設環境の構築など、競技力の一層の向上に取り組む必要がある。

そうした中、大会に向けた両協会と県の役割分担は必ずしも明確にならず、例えばトップアスリート養成の事業実施主体がどちらなのか、現時点では決まっていない状況である。

また、体育協会が指定管理を行う各施設は、総じて老朽化が進み、大会での利用はもとより、選手の練習会場としても十分な環境ではない施設が見受けられるところである。

については、大会に向けた両協会と県の役割分担を早急に決定するとともに、施設の整備についても、今後、関係機関との調整の上、計画的に進め、大会の成功に向けて着実に取り組まれない。

II 監査結果（個別）

1	団体名	(公財) しまね海洋館	所管課	しまね暮らし推進課
---	-----	-------------	-----	-----------

1 団体の概要

(1) 設立時期 平成9年4月30日

(2) 設立目的

島根県知事から指定管理者の指定を受けて、島根県が設置する「島根県立しまね海洋館」の管理運営を通じ、多くの人々が日本海の自然や生態とふれあい、楽しく過ごす場を創造し、賑わいの創出や新たな民間活動の誘発により地域の活性化に寄与するとともに、水族の保護、保全を含めた海洋自然の大切さについての普及啓発に努めていく。

(3) 県の出資状況

出資金額 100,000千円（県出資比率：100%）

2 監査対象とした財政的援助等の概要

(1) 出資による事業実施状況

水族の収集・飼育・展示及び保護・保全の研究に関する事業、水族に関する調査研究及び知識の普及啓発に関する事業を実施している。

(2) 公の施設の指定管理

ア しまね海洋館（アクアス）（所在地 浜田市、江津市）

① 指定管理業務の内容

- ・しまね海洋館の施設及び設備の維持管理に関する業務
- ・水生生物を中心とした収集、飼育及び展示並びに調査研究に関する業務
- ・水生生物に関する学習機会の提供及び知識の普及啓発に関する業務
- ・しまね海洋館の利用の促進に関する業務

② 指定期間 平成27年度～令和4年度

③ 指定管理料 191,949千円（令和元年度）

3 監査の結果

(1) 団体

ア 改善等を要する事項

指摘事項なし

(2) 所管課

ア 改善等を要する事項

指摘事項なし

2	団体名	萩・石見空港利用拡大促進協議会	所管課	交通対策課
---	-----	-----------------	-----	-------

1 団体の概要

(1) 設立時期 平成5年9月8日

(2) 設立目的

島根県西部・山口県北東部の一体的な地域発展のため、萩・石見空港の利用拡大を図る。

2 監査対象とした財政的援助等の概要

(1) 補助金

ア 島根県空港利用促進事業費補助金

① 内容

萩・石見空港の利用促進を図ることを目的として結成された利用促進協議会が実施する利用促進事業経費を補助し、利用者の増加及び航空路線の維持・拡充を図る。

② 補助金額 10,000千円

イ 萩・石見空港路線維持事業費補助金

① 内容

萩・石見空港の航空路線を維持し、安定した空港運営を継続するため、萩・石見空港路線を利用した首都圏等大都市圏域からの観光客誘致対策事業及び航空事業者に対する運航支援事業に要する経費を補助する。

② 補助金額 168,500千円

3 監査の結果

(1) 団体

ア 改善等を要する事項

指摘事項なし

イ 意見

萩・石見空港の利用促進について

高速道路などの高速交通ネットワークの整備が遅れている県西部地域にとって、航空路線の維持は、地域振興や観光振興、県民の便利で快適な暮らしを実現するために不可欠である。

萩・石見空港利用拡大促進協議会では、平成25年度に国土交通省が募集した羽田発着枠政策コンテストで認められた東京線の2往復運航の維持に向けて、これまでに航空会社や県等と緊密に連携を図りながら、様々な利用促進に向けた取組を行ってきた。

こうした取組により利用者数は増加し、令和元年度に実施された令和2年10月以降の羽田発着枠配分に係る政策コンテストにおいても提案が採択され、令和5年3月まで東京線の2往復運航の継続が決定した。

一方、令和元年度末からは新型コロナウイルス感染症の影響により全国的に航空需要が大きく落ち込んでいるが、感染症の収束が見えない状況にあっても東京線の2往復運航を守る取組は不可欠である。

については、東京線の2往復運航の定着化を図るため、引き続き県関係部局や地元と緊密に連携し、産業及び観光の振興、都市間交流や首都圏から応援する「関係人口」による人の流れの拡大、ビジネス利用の更なる拡大など、安定した需要の確保に取り組まれない。

(2) 所管課

ア 改善等を要する事項

指摘事項なし

イ 意見

萩・石見空港の利用促進について

県においては、東京線の2往復運航維持に向けて、山口県や協議会、島根・山口両県の商工・観光団体が参画する萩・石見空港東京線利用促進対策会議を中心に関係者間で緊密に連携を取りながら利用促進対策に取り組んでいる。

団体に対する意見で述べたように、新型コロナウイルス感染症の収束が見通せない状況にあるが、東京線の2往復運航の定着化を図るため、引き続き、団体の利用促進対策への支援を行い、関係部局や地元と緊密に連携し、産業及び観光の振興、都市間交流や首都圏から応援する「関係人口」による人の流れの拡大、ビジネス利用の更なる拡大など、安定した需要の確保に取り組まれない。

3	団体名	(公社) 島根県トラック協会	所管課	交通対策課
---	-----	----------------	-----	-------

1 団体の概要

(1) 設立時期 昭和31年1月23日

(2) 設立目的

貨物自動車運送事業の適正な運営及び公正な競争を確保することによって事業の健全な発達を促進し、公共の福祉に寄与するとともに、事業の社会的、経済的地位の向上及び会員相互の連絡協調の緊密化を図る。

2 監査対象とした財政的援助等の概要

(1) 補助金

ア 島根県運輸事業振興助成補助金

① 内容

軽油引取税の税率上げが、営業用のバス及びトラックの輸送コストに与える影響等を考慮し、公共輸送機関の輸送力の確保、輸送コストの上昇の抑制を図るため、(公社)島根県トラック協会が実施する次のような事業について補助金を交付する。

- ・交通安全・事故防止対策（ドライブレコーダー、バックモニター装置等導入助成、ドライバー再教育研修会の実施等）
- ・貨物自動車運送適正化事業（巡回指導、街頭パトロールの実施等）
- ・環境保全対策（低公害車導入助成、エコドライブ研修会の開催等）
- ・緊急・救援輸送対策（緊急物資の輸送体制整備、防災訓練参加等）
- ・中小企業等対策（事業者研修会の開催、近代化基金融資制度等）
- ・(公社)全日本トラック協会への出捐

② 補助金額 100,766千円

3 監査の結果

(1) 団体

ア 改善等を要する事項

指摘事項なし

(2) 所管課

ア 改善等を要する事項

指摘事項なし

4	団体名	一畑電車沿線地域対策協議会	所管課	交通対策課
---	-----	---------------	-----	-------

1 団体の概要

(1) 設立時期 昭和48年11月26日

(2) 設立目的

一畑電車の沿線地域における交通を確保し、あわせて当該地域の開発整備について総合的な調整を図り、もって地域の発展に寄与する。

2 監査対象とした財政的援助等の概要

(1) 負担金

ア 一畑電車沿線地域対策協議会運営費負担金

① 内容

一畑電車の運行維持、利用促進などの諸課題について、団体が調査、検討を行うために要する経費を負担する。

② 負担金額 205千円

イ 一畑電車沿線地域対策協議会利用促進事業負担金

① 内容

地域住民、観光客等の一畑電車利用を促進するために、団体が行う利用促進事業（通勤定期購入助成）に要する経費を負担する。

② 負担金額 2,250千円

ウ 一畑電車沿線地域対策協議会基盤設備維持事業負担金

① 内容

一畑電車（株）が実施する線路、電路、車両の維持、修繕、更新に要する経費を団体が補助するために要する経費を負担する。

② 負担金額 96,036千円

エ 一畑電車沿線地域対策協議会安全輸送設備等整備事業負担金

① 内容

一畑電車（株）が実施する安全性向上に資する設備（営業路線に係る信号保安設備、保安通信設備、防護設備、停車場設備、線路設備、電路設備、変電所設備、車両設備等）の整備に要する経費（国が直接補助する額を除く。）を団体が補助するために要する経費を負担する。

② 負担金額 115,687千円

3 監査の結果

(1) 団体

ア 改善等を要する事項

指摘事項なし

イ 意見

一畑電車の利用促進につながる効果的な取組の実施について

一畑電車沿線地域対策協議会は、平成18年度以降、インフラ所有権を移転しない上下分離方式に基づき施設整備の支援を行ってきた。また、平成23年度からは、「一畑電車支援計画」を策定し、計画的な鉄道施設整備等の費用負担により、新型車両の導入や線路・電路の整備、列車運行や災害に対する安全性の向上、快適性（乗り心地）の向上を図っている。

一方、一畑電車（株）も、ご当地キャラクター車両の運行や電車体験運転等による魅力発信を行うなど、利用促進に努めている。

こうした取組の結果、令和元年度は年間約145万人の利用者を記録し、目標である年間140万人の利用者を上回ったことは評価できる。

また、令和元年度末以降は新型コロナウイルス感染症の影響により利用者の減少が見られ、特に観光等での利用者の減少割合が大きいことから、協議会では、利用促進事業の延長が検討されていると聞いている。

については、新たな「一畑電車支援計画」に基づき、計画的な鉄道施設整備等の費用負担を行うとともに、今後とも、利用者の回復に向け、一畑電車（株）や沿線自治体と連携を図りながら効果的な取組を進められたい。

(2) 所管課

ア 改善等を要する事項

指摘事項なし

5	団体名	(公財) しまね文化振興財団	所管課	文化国際課 文化財課
---	-----	----------------	-----	---------------

1 団体の概要

(1) 設立時期 平成9年3月17日

(2) 設立目的

世界に誇れる伝統的な文化芸術を育んできた島根県民の心豊かな潤いのある文化的生活を支え、未来へ継承していくために、広く県内の文化芸術に関する事業を行い、創造性豊かな活力ある地域社会と文化の香りに包まれた魅力ある島根の実現を通して、県民福祉の向上に寄与する。

(3) 県の出資状況

出資金額 200,000千円 (県出資比率：100%)

2 監査対象とした財政的援助等の概要

(1) 出資による事業実施状況

音楽、演劇その他の芸術及び芸能等の振興、伝統芸能・伝統文化の継承、育成、歴史文化の調査研究等に関する事業や文化芸術活動を通じた次世代育成、県民の文化芸術活動・文化芸術団体への支援等に関する事業を実施している。

(2) 公の施設の指定管理

ア 島根県民会館 (所在地 松江市)

① 指定管理業務の内容

- ・会館の施設及び設備の利用の許可に関する業務
- ・会館を利用した文化事業の企画及び実施に関する業務
- ・会館の広報・利用促進に関する業務
- ・施設等の維持管理に関する業務

② 指定期間 平成27年度～令和4年度

③ 指定管理料 236,746千円 (令和元年度)

イ 島根県芸術文化センター (グラントワ) (所在地 益田市)

① 指定管理業務の内容

- ・センターの施設及び設備の利用の許可に関する業務
- ・美術館の観覧料の徴収に関する業務
- ・施設等の維持管理に関する業務

- ・センターの広報・利用促進に関する業務
- ・センターを利用した文化事業の企画及び実施に関する業務
- ・芸術文化に関する情報の収集及び提供に関する業務

② 指定期間 平成27年度～令和4年度

③ 指定管理料 336,199千円（令和元年度）

ウ 八雲立つ風土記の丘（所在地 松江市）

① 指定管理業務の内容

- ・資料館の入館料の徴収に関する業務
- ・風土記の丘の施設及び設備の維持管理並びに風土記の丘を構成する史跡の活用及び環境の保全に関する業務
- ・資料の収集、保管及び展示並びに資料に関する専門的な調査研究に関する業務

② 指定期間 平成27年度～令和4年度

③ 指定管理料 61,465千円（令和元年度）

3 監査の結果

(1) 団体

ア 改善等を要する事項
指摘事項なし

(2) 所管課（文化国際課）

ア 改善等を要する事項
指摘事項なし

(3) 所管課（文化財課）

ア 改善等を要する事項
指摘事項なし

6	団体名	(公財) しまね自然と環境財団	所管課	自然環境課 環境政策課
---	-----	-----------------	-----	----------------

1 団体の概要

(1) 設立時期 平成3年7月1日

(2) 設立目的

島根県内の自然系博物館施設及び自然公園施設等の管理運営を通じ、自然公園の保護と利用の増進に資するとともに、地球環境保全、自然環境の保護及びその他の環境の保全に関する普及啓発事業等を行い、広く県民に対して環境の保全の重要性を訴え、もって島根県の環境の保全及び地域の振興に寄与する。

(3) 県の出資状況

出資金額 123,000千円 (県出資比率：92.5%)

2 監査対象とした財政的援助等の概要

(1) 出資による事業実施状況

自然保護及び自然環境に関する調査研究・普及啓発事業、環境教育及び環境学習に関する事業、地球環境の保全に関する事業並びに自然資源の利用促進等を通じた地域振興事業を実施している。

(2) 補助金

ア みんなで取り組む島根の環境づくり事業補助金

① 内容

財団が行う環境保全活動の推進事業等を支援することにより、環境の保全とより良い環境の創造に関する県民意識の高揚を図るとともに、地域における自発的な活動の推進と活性化を図る。

② 補助金額 38,230千円

(3) 公の施設の指定管理

ア 三瓶自然館（サヒメル）及びその附属施設（所在地 大田市）

① 指定管理業務の内容

- ・三瓶自然館及びその附属施設の施設及び設備の管理運営に関する業務
- ・自然保護に関する普及啓発及び調査研究に関する業務
- ・環境学習の推進に関する業務

② 指定期間 平成27年度～令和4年度

③ 指定管理料 283,302千円（令和元年度）

3 監査の結果

(1) 団体

ア 改善等を要する事項

指摘事項なし

(2) 所管課（自然環境課）

ア 改善等を要する事項

指摘事項なし

イ 意見

三瓶自然館・三瓶小豆原埋没林公園の利用促進について

三瓶自然館は、開館から約30年が経過する中、入館者数は減少傾向が続いている。令和元年度はリニューアル工事による閉館の影響もあり、約8万3千人と平成13年の別館増設以来、過去最少となった。一方、附属施設の三瓶小豆原埋没林公園の入園者数も、徐々に減少し、令和元年度は約1万8千人となった。

そうした中、令和元年度、三瓶自然館は展示改修工事により火山時空シアターの 신설など展示の充実が図られ、三瓶小豆原埋没林公園にもガイダンス棟が整備された。

一方、施設の運営については、新型コロナウイルス感染症の影響を受けているものの、県内の小中学校を中心に、修学旅行等の新規需要が増加しており、入館者数の回復が図られているところでもある。

については、今後、指定管理者と連携をさらに強化し、三瓶自然館及び三瓶小豆原埋没林公園の利便性や魅力の向上に努めるとともに、観光面においても積極的な活用を図られたい。

(3) 所管課（環境政策課）

ア 改善等を要する事項

指摘事項なし

7	団体名	(公財) 島根県体育協会	所管課	スポーツ振興課
---	-----	--------------	-----	---------

1 団体の概要

(1) 設立時期 昭和46年3月24日

(2) 設立目的

スポーツの振興に関する事業を行い、県民の体力向上とスポーツ精神の養成を通じて、心身の健全な発達に寄与する。

(3) 県の出資状況

出資金額 35,000千円 (県出資比率: 16.4%)

2 監査対象とした財政的援助等の概要

(1) 公の施設の指定管理

島根県立武道施設

武道館 (所在地 松江市)

石見武道館 (所在地 浜田市)

島根県立体育施設

水泳プール (所在地 松江市)

体育館 (所在地 浜田市)

サッカー場 (所在地 益田市)

① 指定管理業務の内容

- ・施設の使用許可及び使用料の徴収に関する業務
- ・施設の維持管理に関する業務
- ・施設を利用したスポーツの普及振興に関する業務

② 指定期間 平成27年度～令和元年度

③ 指定管理料 350,313千円 (令和元年度)

3 監査の結果

(1) 団体

ア 改善等を要する事項

指摘事項なし

(2) 所管課

ア 改善等を要する事項

指摘事項なし

8	団体名	(公財) 島根県障害者スポーツ協会	所管課	スポーツ振興課
---	-----	-------------------	-----	---------

1 団体の概要

(1) 設立時期 昭和54年5月7日

(2) 設立目的

障がい者がスポーツ活動を通じた健康の増進と自立意欲の向上を図ることにより、障がい者の社会参加を促進し、障がいの有無にかかわらず、相互に個性の差異と多様性を尊重し、人格を認め合う共生社会の実現に寄与する。

(3) 県の出資状況

出資金額 195,412千円 (県出資比率：78.4%)

2 監査対象とした財政的援助等の概要

(1) 出資による事業実施状況

障がい者のスポーツ活動の振興、障がい者のスポーツ活動に関する調査研究、広報啓発及び障がい者のスポーツ活動の支援者育成に必要な事業を実施している。

3 監査の結果

(1) 団体

ア 改善等を要する事項

指摘事項なし

イ 意見

障がい者スポーツの普及・支援事業の充実について

島根県障害者スポーツ協会は、障がい者スポーツの普及、振興を図る県内の中核的な団体であり、県の委託を受けて、全国障害者スポーツ大会への選手派遣や島根県障がい者スポーツ大会の開催等の事業を実施している。

障がい者スポーツの活動支援では、地域において障がい者スポーツの普及に取り組む諸団体の活動費の一部を助成しているが、これらの団体の活動は、地域における障がい者スポーツの裾野の拡大に寄与するものである。

近年、障がい者スポーツにおいては、スポーツ大会の参加者が高齢化、固定化し、また、大会参加者数が減少傾向にある。

これらの課題の解決には、障がい者スポーツの普及に取り組む諸団体への長期的な活動支援が必要と考えるが、活動費の助成については、現在の

協会の限られた自主財源では諸団体の要望に必ずしも十分に応えられていない。

については、障がい者スポーツの普及に取り組む諸団体への活動費の助成など、長期的な視点に立った障がい者スポーツの普及・支援事業を推進するとともに、賛助会員の会費等の自主財源の確保にさらに努め、トップアスリートの養成を含めて取組を進められたい。

(2) 所管課

ア 改善等を要する事項

指摘事項なし

9	団体名	(社福) 島根県社会福祉協議会	所管課	地域福祉課
---	-----	-----------------	-----	-------

1 団体の概要

(1) 設立時期 昭和27年6月9日

(2) 設立目的

島根県における社会福祉事業その他の社会福祉を目的とする事業の健全な発達及び社会福祉に関する活動の活性化により、地域福祉の増進を図る。

2 監査対象とした財政的援助等の概要

(1) 補助金

ア 社会福祉事業助成費補助金（福祉施設経営指導事業）

① 内容

社会福祉施設の運営の質的向上に資するため、団体が社会福祉施設を経営する社会福祉法人等を対象として行う、入所者の処遇改善、施設経営等に関する指導・援助や巡回相談等の事業について、その経費を補助する。

② 補助金額 11,459千円

3 監査の結果

(1) 団体

ア 改善等を要する事項

指摘事項なし

(2) 所管課

ア 改善等を要する事項

指摘事項なし

10	団体名	(公財)島根県生活衛生営業指導センター	所管課	薬事衛生課
----	-----	---------------------	-----	-------

1 団体の概要

(1) 設立時期 昭和59年3月29日

(2) 設立目的

島根県における生活衛生関係営業の経営の健全化及び振興を通じてその衛生水準の維持向上を図り、あわせて利用者又は消費者の利益の擁護を図る。

(3) 県の出資状況

出資金額 2,000千円 (県出資比率: 48.8%)

2 監査対象とした財政的援助等の概要

(1) 出資による事業実施状況

ア 事業内容

営業者を対象とした相談・指導業務、標準営業約款「Sマーク」店の登録、消費者からの苦情相談、各種研修・講習会等の開催、機関紙、各種情報提供

3 監査の結果

(1) 団体

ア 改善等を要する事項

指摘事項なし

(2) 所管課

ア 改善等を要する事項

指摘事項なし

1 1	団体名	(株) 島根県食肉公社	所管課	農畜産課
-----	-----	-------------	-----	------

1 団体の概要

(1) 設立時期 昭和55年5月8日

(2) 設立目的

食肉流通体系の近代化を図り、本県の肉畜産の振興と食肉衛生の向上を期する。

(3) 県の出資状況

出資金額 265,497千円 (県出資比率: 34.8%)

2 監査対象とした財政的援助等の概要

(1) 出資による事業実施状況

家畜の集荷・と殺・解体、食肉の処理加工・販売、食肉の冷蔵・凍結・保管、食肉市場の開設

3 監査の結果

(1) 団体

ア 改善等を要する事項

指摘事項なし

イ 意見

経営安定化について

島根県食肉公社は、昭和55年の設立以来、安全な食肉の安定供給と肉畜生産の振興に貢献してきた。

近年、食肉の安全・安心意識の高まりや、地産地消が進展する中で、平成14年度以降、少額ではあるが、おおむね単年度利益を確保してきている。

また、課題である人材確保については、外国人技能実習生を受け入れ、「食肉加工処理」の技能、技術及び知識を習得等してもらいながら、必要な労働力の確保を図っているところである。

今後とも、人材の安定確保を図りながら黒字経営を継続し、将来の設備投資に備え、内部留保資金の確保に努められたい。

(2) 所管課

ア 改善等を要する事項

指摘事項なし

イ 意見

経営安定化について

公社の健全経営を維持するため、県は、四半期ごとに開催される経営プロジェクト会議に参画するなど、「経営計画」の進捗管理を行っている。

今後とも、公社の自立した経営に向けて、関係機関と連携して支援に努められたい。

12	団体名	(公財) 島根県みどりの担い手育成基金	所管課	林業課
----	-----	---------------------	-----	-----

1 団体の概要

(1) 設立時期 平成5年3月22日

(2) 設立目的

島根県内において森林整備に従事する者の確保・育成に関する事業を行い、森林の整備が適切に行われることにより、県土の保全、水資源の確保、地球温暖化防止等の森林の有する公益的機能の維持・増進、うるおいと活力ある県民生活の向上に寄与する。

(3) 県の出資状況

基本財産として、団体の設立に際し10億円、平成6年度から平成9年度にかけて10億円の合計20億円を出資した。

平成12年度から平成15年度にかけて471,728千円を取り崩して、運用財産として事業を実施してきた。

平成24年度からは、中期事業計画に基づき、基本財産を特定資産に移行し、これを取り崩しながら事業を実施している。

平成24年度から令和元年度までの取崩額は、189,163千円である。
出資金額 1,339,109千円 (県出資比率：88.4%)

2 監査対象とした財政的援助等の概要

(1) 出資による事業実施状況

島根県内の林業労働力の安定的確保及び若い担い手の育成を図ることを目的として、森林組合等県内林業事業体を対象に人材育成事業、労働安全管理事業、雇用改善事業に係る各種助成事業を実施している。

3 監査の結果

(1) 団体

ア 改善等を要する事項

指摘事項なし

(2) 所管課

ア 改善等を要する事項

指摘事項なし

13	団体名	(公財) ホシザキグリーン財団	所管課	水産課
----	-----	-----------------	-----	-----

1 団体の概要

(1) 設立時期 平成2年5月30日

(2) 設立目的

野生動植物の保護繁殖に関する事業及びこれに資するための関連事業を実施し、もって人と自然の調和した自然環境の保全に寄与する。

2 監査対象とした財政的援助等の概要

(1) 公の施設の指定管理

ア 施設の名称 宍道湖自然館（ゴビウス）（所在地 出雲市）

イ 指定管理業務の内容

- ① 宍道湖自然館の施設及び設備の維持管理に関する業務
- ② 水生生物の飼育、汽水・淡水域に生息する生物及びこれに関するものの展示及び調査研究並びに自然の大切さを学習する機会の提供に関する業務
- ③ 観覧料に関する業務

ウ 指定期間 平成27年度～令和4年度

エ 指定管理料 126,079千円（令和元年度）

3 監査の結果

(1) 団体

ア 改善等を要する事項

指摘事項なし

(2) 所管課

ア 改善等を要する事項

指摘事項なし

イ 意見

宍道湖自然館のあり方の検討について

宍道湖自然館は、開館から約20年が経過する中、入館者数は減少傾向にあったが、この数年は伸びてきている。令和元年度の入館者数は約13万9千人で、近年では平成19年度の約15万人に次ぐ人数となり、入館

料収入も開館時を除き過去最高額となった。これは、年間パスポート者への対応、財団が運営する宍道湖グリーンパークとの連携、さらには指定管理者の財源による「シラウオ水槽」の整備等、指定管理者による集客増に向けた努力によるものと思われる。

については、令和3年度に開館20周年を迎えることから、体験学習型的水族館としての役割に加えて、観光施設としての側面も含めて、中長期的な視点により施設のあり方について検討し、指定管理者と将来ビジョンを共有するなど、指定管理者と所管課がさらに連携を強化し、宍道湖自然館の魅力の向上に努められたい。

14	団体名	(公社) 島根県観光連盟	所管課	観光振興課
----	-----	--------------	-----	-------

1 団体の概要

(1) 設立時期 平成4年4月1日

(2) 設立目的

島根県における観光事業の健全な発達と振興を図るとともに、観光を通じて地域の活性化に資する。

2 監査対象とした財政的援助等の概要

(1) 補助金

ア 公益社団法人島根県観光連盟補助金

① 内容

団体の運営費及び事業費の一部を補助し、本県の観光事業の振興を図る。

② 補助金額 57,053千円

イ しまね観光誘客推進事業費補助金

① 内容

観光客誘致を促進するための情報発信及び魅力ある観光地づくりに向けた地域の取組み等を支援し、本県の観光振興に資する事業に要する経費を補助する。

② 補助金額 122,525千円

(2) 負担金

ア 島根県観光誘致促進共同事業負担金

① 内容

島根県観光連盟は、県、市町村、民間団体が一体となって本県の観光振興を図ることを目的として設立された団体であるため、実施する事業に要する経費の一部を負担する。

② 負担金額 9,000千円

3 監査の結果

(1) 団体

ア 改善等を要する事項

指摘事項なし

(2) 所管課

ア 改善等を要する事項

指摘事項なし

15	団体名	(一社) 山陰インバウンド機構	所管課	観光振興課
----	-----	-----------------	-----	-------

1 団体の概要

- (1) 設立時期 平成28年4月22日
(平成29年10月2日 一般社団法人に移行)

(2) 設立目的

山陰の有する優れた自然、歴史的・文化的資源を生かし、マーケティングを基礎に、国内外に向けた山陰の情報発信、山陰の魅力を伝えるためのブランド作成・管理、地域の観光業者等関係者の合意形成を行い、山陰への観光客の誘致及び国内外との交流を通じて山陰経済振興を図り、もって県内産業の振興、地域の活性化に寄与する。

2 監査対象とした財政的援助等の概要

(1) 負担金

ア 山陰インバウンド機構負担金

① 内容

山陰両県へ外国人観光客を誘致するため、次の事業を行う。

- ・「緑の道～山陰～」のPRによる山陰の認知度向上
- ・県、市町村と共同したターゲット別プロモーションの計画、実施
- ・地域における観光素材の発掘と交通事業者及び旅行会社が一体となった国内外向け商品の開発
- ・インバウンド事業に関わる地元企業、事業者の育成、支援及び事業者間連携の推進
- ・中国地域の自治体及び経済団体と連携した広域での事業の実施

② 負担金額 105,639千円

3 監査の結果

(1) 団体

ア 改善等を要する事項

指摘事項なし

(2) 所管課

ア 改善等を要する事項

指摘事項なし

16	団体名	(公財) しまね産業振興財団	所管課	しまねブランド推進課 産業振興課 中小企業課 雇用政策課
----	-----	----------------	-----	---------------------------------------

1 団体の概要

(1) 設立時期 平成11年3月9日

(2) 設立目的

県内産業の高度化及び新たな産業の育成を促進し、本県産業の活性化と県民の福祉向上に寄与する。

(3) 県の出資状況

出資金額 146,196千円 (県出資比率: 100%)

2 監査対象とした財政的援助等の概要

(1) 出資による事業実施状況

県内企業の競争力強化・技術力向上を支援する事業、県内企業の製品及び技術の販路開拓や販路拡大を支援する事業並びに県内情報産業の競争力強化を支援する事業を実施している。

(2) 補助金

ア しまね創造的企業総合支援基金造成費補助金

① 内容

団体が産業の高度化と新産業の創出を目指して行う企業支援活動を円滑に進めるために造成された基金に対して補助する。

② 補助金額 334,723千円

イ 公益財団法人しまね産業振興財団管理費補助金

① 内容

団体の安定した運営を図るため、その業務遂行に必要な人件費及び事務費を補助する。

② 補助金額 271,687千円

(3) 貸付金

ア 小規模企業者等設備貸与資金貸付金

① 内容

従業員20人以下の小規模企業者等の創業及び経営基盤の強化の促進

に寄与するため、団体が行う小規模企業者等設備貸与事業に必要な資金の一部を貸し付ける。

② 貸付金額

平成30年度末残高	146,856千円
令和元年度貸付額	0千円
令和元年度返済額	64,712千円
令和元年度末残高	82,144千円

イ 島根県県単中小企業設備貸与資金貸付金

① 内容

従業員数300人以下の中小企業者等の創業及び経営基盤の強化の促進に寄与するため、団体が行う島根県県単中小企業設備貸付事業に必要な資金の一部を貸し付ける。

② 貸付金額

平成30年度末残高	418,045千円
令和元年度貸付額	200,000千円
令和元年度返済額	52,747千円
令和元年度末残高	565,298千円

(4) 損失補償

ア 小規模企業者等設備貸与事業に係る損失補償

① 内容

小規模企業者等設備貸与事業に関して、団体の受ける貸与設備代金相当額に係る損失について補償する。

② 令和元年度末損失補償債務残高 119,021千円

イ 島根県県単中小企業設備貸与事業に係る損失補償

① 内容

島根県県単中小企業設備貸与事業に関して、団体の受ける貸与設備代金相当額に係る損失について補償する。

② 令和元年度末損失補償債務残高 594,101千円

(5) 公の施設の指定管理

ア 産業高度化支援センター（テクノアークしまね）（所在地 松江市）

① 指定管理業務の内容

- ・島根県立産業高度化支援センターの使用料の徴収に関する業務
- ・島根県立産業高度化支援センターの施設及び設備の維持管理に関する業務

・島根県産業技術センターの施設及び設備で知事が定めるものの維持管理に関する業務

② 指定期間 平成27年度～令和元年度

③ 指定管理料 240,327千円（令和元年度）

3 監査の結果

(1) 団体

ア 改善等を要する事項

指摘事項なし

(2) 所管課（しまねブランド推進課）

ア 改善等を要する事項

指摘事項なし

(3) 所管課（産業振興課）

ア 改善等を要する事項

指摘事項なし

(4) 所管課（中小企業課）

ア 改善等を要する事項

指摘事項なし

(5) 所管課（雇用政策課）

ア 改善等を要する事項

指摘事項なし

17	団体名	島根県信用保証協会	所管課	中小企業課
----	-----	-----------	-----	-------

1 団体の概要

- (1) 設立時期 昭和24年10月15日
- (2) 設立目的
中小企業等のために信用保証の業務を行い、もってこれらの者に対する金融の円滑化を図る。
- (3) 県の出資状況
出資金額 4,612,523千円（県出資比率23.6%）

2 監査対象とした財政的援助等の概要

(1) 補助金

ア 島根県信用保証協会保証料補給金

① 内容

県内中小企業者の資金調達の円滑化と負担の軽減を図るため、島根県信用保証協会が信用保証料について軽減した場合に、その軽減分の補填として補給金を交付する。

② 補助金額 65,059千円

(2) 損失補償

① 内容

県制度融資について、貸付先企業が償還できなくなった場合に信用保証協会が貸付先企業に代わって代位弁済した金額から日本政策金融公庫からの保険給付額及び回収額を控除した額の一部を県が信用保証協会に対して損失補償することにより、中小企業の円滑な資金調達を行う。

② 令和元年度末損失補償債務残高 61,730,085千円

3 監査の結果

(1) 団体

ア 改善等を要する事項

指摘事項なし

(2) 所管課

ア 改善等を要する事項

指摘事項なし

18	団体名	雲南市商工会	所管課	中小企業課
----	-----	--------	-----	-------

1 団体の概要

- (1) 設立時期 平成19年4月1日
(三刀屋町、大東町、加茂町、木次町、吉田村及び掛合町の各商工会が合併)

(2) 設立目的

地区内における商工業の総合的な改善発達を図り、あわせて社会一般の福祉の増進に資し、国民経済の健全な発展に寄与する。

2 監査対象とした財政的援助等の概要

(1) 補助金

ア 島根県小規模事業経営支援事業費補助金

① 内容

地域経済を支える原動力となっている小規模事業者等の振興と安定を図るため、経営指導員等の設置及び指導事業等に要する経費を補助する。

② 補助金額 84,838千円

3 監査の結果

(1) 団体

ア 改善等を要する事項

指摘事項なし

(2) 所管課

ア 改善等を要する事項

指摘事項なし

19	団体名	銀の道商工会	所管課	中小企業課
----	-----	--------	-----	-------

1 団体の概要

- (1) 設立時期 平成19年4月1日
(温泉津町、仁摩町の各商工会が合併)

(2) 設立目的

地区内における商工業の総合的な改善発達を図り、あわせて社会一般の福祉の増進に資し、国民経済の健全な発展に寄与する。

2 監査対象とした財政的援助等の概要

(1) 補助金

ア 島根県小規模事業経営支援事業費補助金

① 内容

地域経済を支える原動力となっている小規模事業者等の振興と安定を図るため、経営指導員等の設置及び指導事業等に要する経費を補助する。

② 補助金額 29,861千円

3 監査の結果

(1) 団体

ア 改善等を要する事項
指摘事項なし

(2) 所管課

ア 改善等を要する事項
指摘事項なし

20	団体名	川本町商工会	所管課	中小企業課
----	-----	--------	-----	-------

1 団体の概要

(1) 設立時期 昭和35年9月27日

(2) 設立目的

地区内における商工業の総合的な改善発達を図り、あわせて社会一般の福祉の増進に資し、国民経済の健全な発展に寄与する。

2 監査対象とした財政的援助等の概要

(1) 補助金

ア 島根県小規模事業経営支援事業費補助金

① 内容

地域経済を支える原動力となっている小規模事業者等の振興と安定を図るため、経営指導員等の設置及び指導事業等に要する経費を補助する。

② 補助金額 21,520千円

3 監査の結果

(1) 団体

ア 改善等を要する事項

指摘事項なし

(2) 所管課

ア 改善等を要する事項

指摘事項なし

2 1	団体名	美郷町商工会	所管課	中小企業課
-----	-----	--------	-----	-------

1 団体の概要

- (1) 設立時期 平成18年4月1日
(邑智町、大和村の各商工会が合併)

(2) 設立目的

地区内における商工業の総合的な改善発達を図り、あわせて社会一般の福祉の増進に資し、国民経済の健全な発展に寄与する。

2 監査対象とした財政的援助等の概要

(1) 補助金

ア 島根県小規模事業経営支援事業費補助金

① 内容

地域経済を支える原動力となっている小規模事業者等の振興と安定を図るため、経営指導員等の設置及び指導事業等に要する経費を補助する。

② 補助金額 28,352千円

3 監査の結果

(1) 団体

ア 改善等を要する事項 指摘事項なし

(2) 所管課

ア 改善等を要する事項 指摘事項なし

22	団体名	隠岐の島町商工会	所管課	中小企業課
----	-----	----------	-----	-------

1 団体の概要

- (1) 設立時期 平成17年4月1日
(西郷町、布施村、五箇村及び都万村の各商工会が合併)

(2) 設立目的

地区内における商工業の総合的な改善発達を図り、あわせて社会一般の福祉の増進に資し、国民経済の健全な発展に寄与する。

2 監査対象とした財政的援助等の概要

(1) 補助金

ア 島根県小規模事業経営支援事業費補助金

① 内容

地域経済を支える原動力となっている小規模事業者等の振興と安定を図るため、経営指導員等の設置及び指導事業等に要する経費を補助する。

② 補助金額 48,469千円

3 監査の結果

(1) 団体

ア 改善等を要する事項

指摘事項なし

(2) 所管課

ア 改善等を要する事項

指摘事項なし

23	団体名	島根県住宅供給公社	所管課	建築住宅課
----	-----	-----------	-----	-------

1 団体の概要

(1) 設立時期 昭和28年6月22日

(2) 設立目的

住宅を必要とする勤労者に対し、住宅の積立分譲等の方法により居住環境の良好な集団住宅及びその用に供する宅地を供給し、住民の生活の安定と社会福祉の増進に寄与する。

(3) 県の出資状況

出資金額 10,000千円（県出資比率：100%）

2 監査対象とした財政的援助等の概要

(1) 出資による事業実施状況

住宅の積立分譲、住宅の建設・賃貸その他の管理及び譲渡、住宅の用に供する宅地の造成・賃貸その他の管理及び譲渡並びに公営住宅法に基づき、事業主体に代わって公営住宅又は共同施設を管理する事業などを実施している。

3 監査の結果

(1) 団体

ア 改善等を要する事項

指摘事項なし

(2) 所管課

ア 改善等を要する事項

指摘事項なし

24	団体名	(公財)島根県暴力追放県民センター	所管課	組織犯罪対策課
----	-----	-------------------	-----	---------

1 団体の概要

(1) 設立時期 平成4年5月11日

(2) 設立目的

県民の総意を結集して、暴力追放活動を強力かつ恒常的に推進し、暴力団員による不当な行為についての相談事業を行うとともに、暴力団員による不当な行為の被害者の救援を行うこと等により暴力団を追放し、もって「安全な暮らしの確保」の実現に寄与する。

(3) 県の出資状況

出資金額 300,000千円（県出資比率：70%）

2 監査対象とした財政的援助等の概要

(1) 出資による事業実施状況

ア 事業内容

暴力相談・救済、広報啓発、組織活動支援、研修事業等を実施

3 監査の結果

(1) 団体

ア 改善等を要する事項

指摘事項なし

(2) 所管課

ア 改善等を要する事項

指摘事項なし

令和2年度財政的援助団体等監査の結果に関する報告書

令和3年3月発行

島根県監査委員

〒690-8501 島根県松江市殿町8番地

島根県監査委員事務局

TEL (0852) 22-6703

FAX (0852) 22-6212

ホームページ <https://www.pref.shimane.lg.jp/kansaiinkai/>

メールアドレス kansa@pref.shimane.lg.jp